令和６年６月１２日
福祉環境常任委員会資料
環境部環境政策課

脱炭素推進に係る新規補助事業の実施について

１　事業の目的

温室効果ガスの排出量削減を図るため、再生可能エネルギー利用設備、窓断熱並びに高効率の給湯器、照明設備及び空調設備の普及促進に資する各種補助事業を実施します。

２　補助事業の概要

◎再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金（再生可能エネルギー利用設備設置費補助事業）

【対象者】市民・市内事業者

対象設備	主な条件	補助率/上限額
太陽光発電設備	・FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと ・発電した電力を一定割合（家庭用：30%、事業用 50%）以上で自家消費すること ・接続供給（自己託送）を行わないものであること	【住宅用】 補助額：１ｋW当たり14万円 【事業用】 補助額：１ｋW当たり８万円

※事前申請
※申請受付期間：【住宅用】令和６年６月 17 日（月）～令和７年３月 31 日（月）
【事業用】令和６年６月 17 日（月）～令和７年１月６日（月）

◎家庭用省エネ設備導入補助金（あなたのエコ暮らし応援事業）

【対象者】市民

対象設備	主な条件	補助率/上限額
窓断熱	・住宅の居間か主たる居室を含む窓・ガラスの改修 ※外気に接する部分のみ対象	補助率：設置経費の１/２ 上限額：５万円
高効率給湯器	・①②いずれかの給湯器への交換（リース不可） ①電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ②ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ・経済産業省「給湯省エネ 2024 事業」の補助を受けること	15万円から「給湯省エネ2024事業」の補助金額を差し引いた額

※事後申請
※申請受付期間：【窓断熱】令和６年６月 17 日（月）～竣工後６か月以内
【給湯器】令和６年６月 17 日（月）～国補助金交付決定後６か月以内

◎ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金（ゼロカーボンパートナーシップ事業）

【対象者】ゼロカーボンパートナーである事業者

対象設備	主な条件	補助率/上限額
高効率照明機器	調光制御機能を有するＬＥＤ照明 又は 再エネ一体型屋外照明	補助率：設置経費の１/２ 上限額：250万円
高効率空調設備	従来の空調機器等に対して、30%以上の省CO_2効果が得られるもの	補助率：設置経費の１/２ 上限額：250 万円

※事前申請
※申請受付期間：令和６年６月 17 日（月）～令和７年１月６日（月）

加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業にかかる補助金のご案内

加古川市は、自家消費する再生可能エネルギーの普及を促進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内の敷地に設置する太陽光発電設備に対して補助を実施します。

補助対象事業

・太陽光発電設備設置事業（自家消費型）

補助対象者

（1）次のア、イのいずれかに該当する者

ア　市内に住民登録を有する個人（実績報告書を提出するときまでに本市に転入する者を含む。）

イ　市内で事業を営む、又は営む予定の事業者

（2）市税を滞納していないこと。

補助要件

（1）市内の敷地で実施する事業であること。

（2）次のいずれにも該当しない事業であること。

ア　中古設備の導入

イ　第三者所有型である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約による設備導入

ウ　他の法令又は予算制度に基づき国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入

（3）各種法令等に遵守した設備であること。

（4）整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。

（5）法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

（6）補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

（7）FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

（8）接続供給（自己託送）を行わないものであること。

（9）再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

（10）本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の一定の割合（住宅用：30%、事業用：50%）以上とすること。

補助金額

（1）住宅用太陽光発電設備（自家消費型）

最大出力※（kW 表示の小数点以下切捨て）に 14 万円を乗じた額

（2）事業用太陽光発電設備（自家消費型）

最大出力※（kW 表示の小数点以下切捨て）に8万円を乗じた額

※最大出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい方が対象

申請時の提出書類

（1）加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金交付申請書
（2）補助対象経費に係る見積書の写し
（3）導入する設備の仕様及び設置場所が分かる資料（カタログ、配置図、位置図、写真等）
（4）太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる資料
（5）年間発電見込量及び年間自家消費電力見込量が分かる資料（施工事業者によるシミュレーション等）
（6）誓約書
（7）加古川市市税確認承諾書
（8）委任状（手続きを委任する場合）
（9）その他市長が必要と認める書類

申請期限

（1）住宅用
令和７年３月31日（月）

（2）事業用
令和７年１月６日（月）

注意事項

★申請は事前申請制です。既に対象設備の設置に係る契約を締結している場合や工事等に着手している場合は、補助の対象外となります。
★申請は郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合等は時間を要しますので、十分に内容を確認してから提出してください。なお、郵送料は自己負担でお願いします。
★予算額に達し次第、受付を終了します。
★事前に予告なく受付を終了する場合があります。

その他

★市ホームページ上の「補助金交付要綱」等も参照してください。

市ホームページ URL

〇問合せ先・提出先
加古川市役所環境部環境政策課（市役所新館7階）
電話：(079)427-9769 ＜直通＞　　FAX：(079)422-9569
電子メール：kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp

あなたのエコ暮らし応援事業
窓断熱改修・高効率給湯器導入のための補助金

加古川市は、地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、既存住宅における窓断熱改修や高効率給湯器を導入する市民に対して補助を実施します。

対象	高効率給湯器	窓断熱改修
申請要件	＜共通＞ (1)市内に住民登録を有する個人であり、常時居住する市内の住居であること。 (2)導入する設備は、中古設備の導入やリース契約による設備導入でないこと。 (3)性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 (4)各種法令等に遵守した設備であること。 (5)市税を滞納していないこと。	
	①従来型の給湯器を入れ換えるものであること。 ②経済産業省「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（令和5年度補正予算）」（以下「給湯省エネ 2024 事業」という。）の補助を受けており、「交付決定通知書」又は「交付決定と振込のお知らせ」を持っていること。 ③「給湯省エネ 2024 事業」以外の、国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入でないこと。	①補助申請者が常時居住する住宅であること。 ②居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等。以下「居室等」という。）は必ず改修すること（居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、交付対象外とする）。 ③導入する窓・ガラスは、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 ④玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。 ⑤窓・ガラスの外皮部分（外気に接する部分）の改修のみ交付対象とする。 ⑥他の法令又は予算制度に基づき国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入でないこと。
設備	・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）」において補助対象となる製品
補助額	**15 万円から「給湯省エネ 2024 事業」の補助金額（電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去による補助の加算額は除く）を差し引いた額**	**対象経費の1／2**（住宅1戸あたり）で**上限5万円**
申請期限・書類	**令和6年4月1日以降の契約で、「給湯省エネ 2024 事業」の交付決定日から6か月以内**	**令和6年4月1日以降の契約で、竣工日から6か月以内**
	申請書類等はホームページに掲載しています。ホームページはこちら⇒	
注意事項	・申請は事後申請制です。 ・予算額に達し次第、受付を終了します。 ・事前に予告なく受付を終了する場合があります。	

○問合せ・提出先
加古川市役所環境部環境政策課（市役所新館7階）
電話：(079)427-9769 ＜直通＞　FAX：(079)422-9569
電子メール：kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp

加古川市ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入のための補助金のご案内

加古川市は、地球温暖化防止に向けて温室効果ガス排出量の削減を促進するため、高効率照明機器と高効率空調設備を導入（新設・更新）する事業者（加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において協定を締結している事業者）に対して最大 500 万円補助します。

補助申請者

次に掲げる事項をすべて満たす事業者

（１）加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において協定を締結している事業者（以下「パートナー」という。）

（２）一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネクイック診断若しくは省エネお助け隊の診断又はこれらに準ずる診断（以下「省エネ診断」という。）を受診した事業者

（３）市税を滞納していない事業者

補助要件

【共通】

（１）市内の事業所（事務所や工場、倉庫等）であること。ただし、当該事業所を所有していない事業者は、所有者の同意を得ていること。

（２）省エネ診断の報告書に基づき、対象設備の導入を行うこと。ただし、省エネ診断の診断対象に該当しないパートナーは、市長が必要と認める書類が提出できる場合にはこの限りでない。

（３）次のいずれにも該当しない事業であること。

ア　中古設備の導入

イ　リース契約による設備導入

ウ　他の法令又は予算制度に基づき、国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入

（４）法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。

【高効率照明機器】

調光制御機能を有するＬＥＤに限る。ただし、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。

【高効率空調設備】

従来の空調機器等に対して 30%以上の省ＣＯ２効果が得られるもの。

補助対象経費

対象となる設備の導入に要する以下の経費（消費税及び地方消費税を除く。）

（１）設備費

（２）附帯工事費

（３）雑役務費

補助金額

補助対象経費の１／２（千円未満切捨て）

補助上限額

各設備２５０万円（最大（照明・空調両方導入）　５００万円）

申請時の提出書類

（１）　加古川市ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金交付申請書
（２）　補助対象経費に係る見積書の写し
（３）　省エネ診断の診断結果が確認できる書類の写し
　　ただし、省エネ診断の診断対象に該当しないパートナーは、設備の導入によるCO_2削減効果等が確認できる書類
（４）　設置場所が分かる資料（配置図、位置図、写真等）
（５）　導入する設備の仕様が確認できる資料（カタログ等）
（６）　一般的に導入される設備と比較して、CO_2削減効果等が確認できる資料（カタログ等）（高効率空調設備の新設に限る）
（７）　既設設備の仕様が分かる資料（カタログ等）（更新に限る）
（８）　既設設備の設置場所が分かる資料（写真）（更新に限る）
（９）　誓約書
（10）　加古川市市税確認承諾書
（11）法人の登記事項証明書（申請日前３カ月以内に取得したもの）（法人に限る）
（12）委任状（手続きを委任する場合）
（13）その他市長が必要と認める書類

申請期限

令和７年１月６日（月）

注意事項

★申請は事前申請制です。既に対象設備の導入に係る契約を締結している場合や設置工事等に着手している場合は、補助の対象外となります。
★申請は郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合等は時間を要しますので、十分に内容を確認してから提出してください。なお、郵送料は自己負担でお願いします。
★予算額に達し次第、受付を終了します。
★事前に予告なく受付を終了する場合があります。

その他

★市ホームページ上の「補助金交付要綱」等も参照してください。

ホームページＱＲコード

〇問合せ・提出先
加古川市役所環境部環境政策課（市役所新館７階）
電話：（079）427-9769 ＜直通＞　　FAX：（079）422-9569
E-mail：kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp